

松戸市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により、監査の結果を別紙のとおり公表する。

平成27年3月9日

松戸市監査委員	牧野英之
同	三好徹
同	杉山由祥
同	飯箸公明

第1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定により、事務が適正に執行されているか監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

貸付金制度について

2 監査の目的

貸付金制度は、市民福祉の増進のため多様化する行政需要に対応した諸施策を推進し、市民や事業者等に対して必要な資金の貸付を行う公的融資制度である。

本市においては、経済的に困難な生徒の高校入学援助、高齢者等の生活の利便の向上、被災市民の生活安定など行政政策上の目的のため各種貸付金制度を設けているが、これらの制度が所期の目的を果たすためには、資金を必要とする市民や事業者等のニーズに沿って効果的に活用されることが重要となる。そのため、本市の貸付金制度が、十分利用されているか、また、本市債権管理条例に規定されている債権について、公正かつ公平な徴収が確保されているか、債権の管理が適正に行われているか等について検証し、今後の貸付金制度の効果的な活用及び適正な事務の執行に資することを目的に監査を実施するものである。

第3 監査の対象範囲

平成25年度に一般会計、特別会計、企業会計及び基金から貸付金として支出したもの、償還金として収入したものと及び支出等の実績はないが制度として存続しているもの。

第4 監査の実施期間

平成26年8月9日から平成27年1月23日まで

第5 監査の方法

所管課から監査調書及び関係書類の提出を求め審査するとともに、関係職員のヒアリングを実施した。

第6 監査の項目及び着眼点

1 貸付事務について

- (1) 貸付事務は適正に行われているか
- (2) 利用者への周知は適切になされているか

2 債権管理事務について

- (1) 債権管理事務は適正に行われているか
- (2) 滞納整理事務は適正に行われているか

第7 地方公共団体債権の分類

1 債権の種類

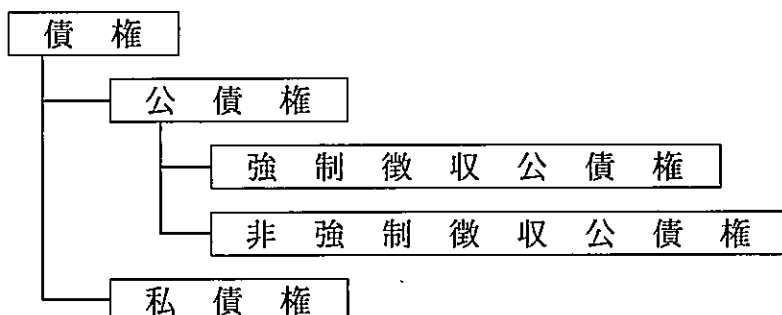
地方公共団体の債権は、大きく分けて「公債権」と「私債権」とに分類される。

このうち、「公債権」とは、地方公共団体が法令に基づき行う処分、法令に定める要件に該当することなどにより発生する債権で、市税、国民健康保険料などが該当する。

さらに、「公債権」は、地方自治法の規定により地方公共団体自ら滞納処分を行うことができる債権（強制徴収公債権）と、民事執行手続により

強制執行を行うこととなる債権（非強制徴収公債権）とに分類することができる。

これに対し、「私債権」とは、地方公共団体（債権者）と債務者とが法律的に対等な関係（契約関係）に立ち、双方の合意のもとに発生することとなる債権で、貸付金はこれに該当する。



2 公債権と私債権の違い

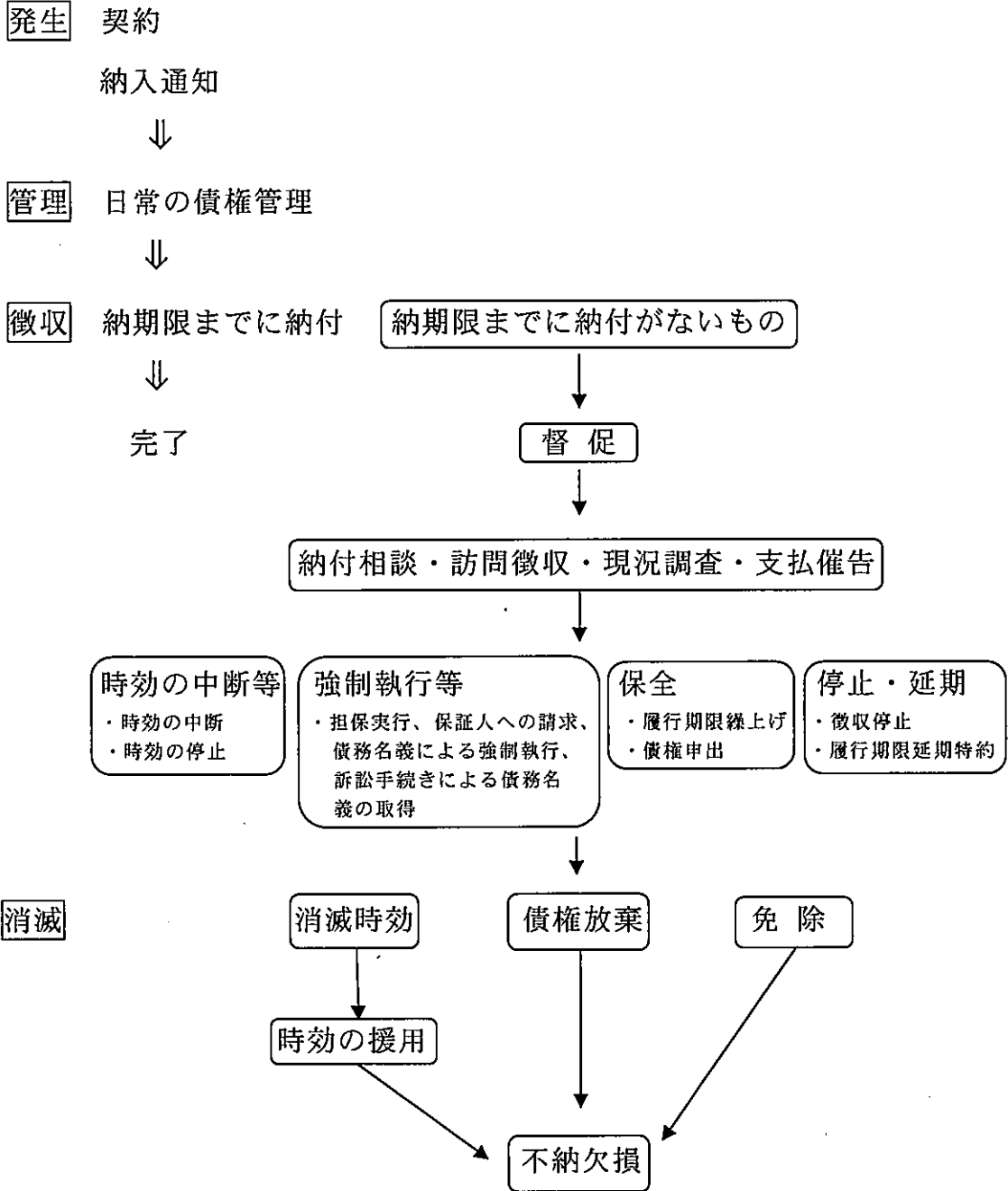
公債権と私債権には、主に発生原因、時効期間、消滅等において以下のとおり違いがある。

	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
発生原因	行政処分等		契約等
不服申立て	可		不可
督促の根拠	自治法第231条の3第1項		施行令第171条
督促の効果	時効中断の効果（自治法第236条第4項）		
督促手数料	徴収可		徴収不可
強制執行	滞納処分 （地方税法）	訴えの提起等訴訟手続きによる （施行令第171条の2）	
時効期間	原則5年（自治法第236条）		民法、商法等による
消滅	時効期間の経過により消滅 （自治法第236条第2項）		時効の援用、債権放棄等により消滅

※自治法＝地方自治法、施行令＝地方自治法施行令。

3 私債権の発生から消滅まで

私債権は、私法上の契約により発生し、納付の完了又は時効の援用、債権放棄等により完結する。



第8 貸付金制度の概要

1 貸付金制度の状況

今回の行政監査の対象となった貸付金制度は16制度である。貸付の方法により、市が対象者に直接貸し付ける直接貸付と、市が金融機関等に資金を預託し、その預託金を原資として金融機関等が貸し付ける間接貸付とに分類すると、直接貸付13制度、間接貸付3制度であった。

直接貸付

	制度名	所管課	
1	小企業者等緊急つなぎ資金貸付金	経済振興部	商工振興課
2	生活つなぎ資金貸付金	健康福祉部	地域福祉課
3	災害援護資金貸付金		
4	東日本大震災援護資金貸付金		
5	高齢者住宅増改築資金貸付金	福祉長寿部	介護保険課
6	高額介護サービス費等貸付基金		
7	高額療養費貸付基金		国民健康保険課
8	国民健康保険出産費資金貸付基金		生活支援一課 生活支援二課
9	国民年金任意加入保険料納付資金貸付金		
10	障害者住宅増改築資金貸付金		
11	高等学校入学資金貸付金	子ども部	子育て支援課
12	松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付金	病院事業管理局	市立病院 総務課
13	国保松戸市立病院附属看護学校生徒等修学資金貸付金	国保 松戸市立病院	附属 看護専門学校

間接貸付

	制度名	所管課	
1	中小企業資金融資預託金	経済振興部	商工振興課
2	商工組合中央金庫預託金		
3	農業振興資金融資預託金		農政課

2 所管別貸付金の状況

貸付金制度の所管は6部局11課である。

(単位：円)

部局名	課数	貸付(預託)額	償還額	不納欠損額	収入未済額
経済振興部	2	171,500,000	171,631,910	280,264	118,739
健康福祉部	1	1,500,000	1,345,400	3,114,500	23,452,620
福祉長寿部	5	518,870	2,270,175	1,810,117	9,726,374
子ども部	1	2,100,000	3,853,270	2,973,400	22,229,750
病院事業管理局	1	42,640,000	7,500,000	0	0
国保松戸市立病院	1	20,580,000	7,634,000	0	0
合計	11	238,838,870	194,234,755	8,178,281	55,527,483

貸付(預託)額は、貸付金67,338,870円、預託金171,500,000円である。

3 会計別貸付金の状況

会計別では、一般会計が11制度、企業会計が2制度、基金が3制度となっている。

(単位：円)

会計名	制度数	貸付(預託)額	償還額	不納欠損額	収入未済額
一般会計	11	175,618,870	179,100,755	8,178,281	54,113,483
企業会計	2	63,220,000	15,134,000	0	0
基金	3	0	0	0	1,414,000
合計	16	238,838,870	194,234,755	8,178,281	55,527,483

貸付(預託)額は、一般会計は貸付金4,118,870円、預託金171,500,000円であり、企業会計は全額貸付金である。

4 貸付制度別の状況

(1) 直接貸付

ア 小企業者等緊急つなぎ資金貸付金

(概要)

所管部署	経済振興部商工振興課
根拠法令等	松戸市小企業者等緊急つなぎ資金貸付要綱
貸付目的	小企業者等に対し、他の融資を受けるまでの間の生業上必要なつなぎ資金を貸し付けることにより、生活の安定と労働意欲の向上を図ることを目的としている。
貸付対象	他の融資を受けることが困難な小企業者等
貸付金額	70万円以内
貸付利率等	貸付利率年3%、償還期間60か月（うち据置期間3か月）、償還方法は月賦
周知の方法	市ホームページ
開始年度	昭和50年度

(貸付状況)

(単位：円)

年度	予算額	件数	金額
21	2,100,000	0	0
22	2,100,000	0	0
23	2,100,000	0	0
24	2,100,000	0	0
25	2,100,000	0	0

平成20年度以降、貸付実績がない。

(償還状況)

(単位：円)

年度	調定額	収入額	収納率%	不納欠損額	収入未済額
21	728,738	474,876	65.2	0	253,862
22	583,657	197,885	33.9	0	385,772
23	715,567	105,528	14.7	0	610,039
24	649,632	118,719	18.3	0	530,913
25	530,913	131,910	24.8	280,264	118,739

平成25年度の不納欠損額は2件280,264円で、収入未済額は1件118,739円である。

イ 生活つなぎ資金貸付金

(概要)

所管部署	健康福祉部地域福祉課
根拠法令等	松戸市生活つなぎ資金貸付規則
貸付目的	低所得者に対し生活つなぎ資金を貸し付けることにより、生活の安定と生活意欲の増進を図ることを目的としている。
貸付対象	必要な資金の融通を他から受けることが困難である者
貸付金額	1件50万円以内
貸付利率等	無利子、償還期間24か月(30万円を超えるときは36か月)、据置期間2か月、償還方法は月賦
周知の方法	規則廃止のため周知していない。
開始年度	昭和55年度(平成22年度末で規則廃止)

(貸付状況)

(単位：円)

年度	予算額	件数	金額
21	2,902,086	0	0
22	3,695,917	1	282,000

平成22年度末で規則が廃止された。

(償還状況)

(単位：円)

年度	調定額	収入額	収納率%	不納欠損額	収入未済額
21	26,983,220	872,500	3.2	0	26,895,970
22	26,392,720	1,032,000	3.9	0	25,360,720
23	25,360,720	484,000	1.9	0	24,876,720
24	24,876,720	422,000	1.7	0	24,454,720
25	24,454,720	410,400	1.7	657,500	23,386,820

平成25年度の不納欠損額は2件657,500円で、収入未済額は86件23,386,820円である。

ウ 災害援護資金貸付金

(概要)

所管部署	健康福祉部地域福祉課
根拠法令等	災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する条例
貸付目的	自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行うことにより、市民の福祉と生活の安定に資することを目的としている。
貸付対象	災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
貸付金額	1世帯当たりの限度額 350万円
貸付利率等	貸付利率年 3%、償還期間 10年（うち据置期間 3年）、償還方法は年賦又は半年賦 ただし、東日本大震災によるものは、貸付利率 1.5%（保証人を立てる場合は無利子）、償還期間 13年（うち据置期間 6年）としている。
周知の方法	市ホームページ及び制度概要を窓口に備えている。
開始年度	昭和 48 年度

(貸付状況)

(単位：円)

年度	予算額	件数	金額
21	0	0	0
22	0	0	0
23	18,013,000	8	18,013,000
24	2,500,000	1	2,500,000
25	1,500,000	1	1,500,000

自然災害の発生時に適用となるため、平成 21 年度及び 22 年度は該当がない。東日本大震災によるものは、平成 29 年度末まで申請が可能となっている。

(償還状況)

(単位：円)

年度	調定額	収入額	収納率%	不納欠損額	収入未済額
21	2,622,800	0	0	0	2,622,800
22	2,622,800	0	0	0	2,622,800
23	2,622,800	100,000	3.8	0	2,522,800
24	2,822,800	300,000	10.6	0	2,522,800
25	2,822,800	300,000	10.6	2,457,000	65,800

平成 25 年度の不納欠損額は 6 件 2,457,000 円で、収入未済額は 1 件 65,800 円である。

エ 東日本大震災援護資金貸付金

(概要)

所管部署	健康福祉部地域福祉課
根拠法令等	松戸市東日本大震災援護資金貸付規則
貸付目的	東日本大震災により被害を受けた世帯の世帯主に対して援護資金を貸し付けることにより、市民の生活の立て直しに資することを目的とする。
貸付対象	罹災証明書の発行を受け、被災種別が一部損壊と判定された者
貸付金額	1世帯当たり 150 万円以内
貸付利率等	貸付利率年 1.5% (保証人を立てる場合は無利子)、償還期間 13 年 (うち据置期間 6 年)、償還方法は年賦又は半年賦
周知の方法	申請期間終了のため周知していない。
開始年度	平成 23 年度 (申請は同年度末で終了)

(貸付状況)

(単位：円)

年度	予算額	件数	金額
23	52,671,558	52	52,671,558

平成 23 年度中に制度が創設され、同年度末で申請は終了した。

(償還状況)

(単位：円)

年度	調定額	収入額	収納率%	不納欠損額	収入未済額
23	0	0	0	0	0
24	1,221,000	1,221,000	100	0	0
25	635,000	635,000	100	0	0

現在は据置期間中のため、収入額は繰上償還によるものである。

才 高齢者住宅増改築資金貸付金

(概要)

所管部署	福祉長寿部介護保険課
根拠法令等	松戸市高齢者・障害者住宅資金増改築等資金貸付規則
貸付目的	高齢者やその扶養義務者に対し、住宅の増改築等に必要な資金を低利で貸し付けることにより、高齢者の日常生活の便に資するとともに、福祉の増進を図ることを目的としている。
貸付対象	高齢者の利便のために住宅を増改築等する者
貸付金額	300万円を限度
貸付利率等	貸付利率年1.5%、償還期間10年以内、据置期間6か月以内、償還方法は年賦、半年賦又は月賦
周知の方法	市ホームページ。高齢者向け保健・福祉サービス一覧をパートナー講座で配布している。この他にケアマネージャー研修会において周知している。
開始年度	昭和56年度

(貸付状況)

(単位：円)

年度	予算額	件数	金額
21	6,000,000	0	0
22	4,500,000	0	0
23	3,000,000	1	3,000,000
24	3,000,000	0	0
25	3,000,000	0	0

過去5年間で利用が1件と低迷している。

(償還状況)

(単位：円)

年度	調定額	収入額	収納率%	不納欠損額	収入未済額
21	9,400,250	1,885,230	20.1	0	7,515,020
22	8,963,390	1,744,830	19.5	0	7,218,560
23	8,307,120	1,006,130	12.1	0	7,300,990
24	7,602,625	1,002,955	13.2	0	6,599,670
25	7,587,625	1,006,130	13.3	0	6,581,495

平成25年度の収入未済額は10件6,581,495円である。

カ 高額介護サービス費等貸付基金

(概要)

所管部署	福祉長寿部介護保険課
根拠法令等	松戸市高額介護サービス費等貸付基金条例
貸付目的	高額介護サービス費等を支払う者に資金を貸し付け、生活の安定を図ることを目的としている。
貸付対象	高額介護サービス費等の償還を受けることができる者
貸付金額	高額介護サービス費等の額の9割の範囲内
貸付利率等	無利子。代理受領した高額介護サービス費等から償還。
周知の方法	対象が限られているため周知していない。
開始年度	平成12年度

(貸付状況)

(単位：円)

年度	基金現在高	件数	金額
21	10,000,000	0	0
22	10,000,000	0	0
23	10,000,000	0	0
24	10,000,000	0	0
25	10,000,000	0	0

平成12年度の制度開始から利用実績がない。

キ 高額療養費貸付基金

(概要)

所管部署	福祉長寿部国民健康保険課
根拠法令等	松戸市高額療養費貸付基金条例
貸付目的	高額の医療費を支払う世帯に資金を貸し付け、生活の安定を図ることを目的としている。
貸付対象	高額療養費の償還を受けることができる世帯主
貸付金額	高額療養費の額の9割の範囲内
貸付利率等	無利子。代理受領した高額療養費から償還。
周知の方法	対象が限られているため周知していない。
開始年度	昭和52年度

(貸付状況)

(単位：円)

年度	基金現在高	件数	金額
21	13,856,000	18	1,541,000
22	13,423,000	8	433,000
23	13,599,000	25	1,810,000
24	13,357,000	2	54,000
25	13,856,000	0	0

平成24年度に通院の限度額適用認定証の交付が開始されて以降は、利用が減少している。

(償還状況)

(単位：円)

年度	収入額	不納欠損額	収入未済額
21	1,108,000	0	1,577,000
22	609,000	0	1,401,000
23	1,568,000	0	1,643,000
24	553,000	0	1,144,000
25	0	0	1,144,000

平成25年度の収入未済額は8件1,144,000円である。

ク 国民健康保険出産費資金貸付基金

(概要)

所管部署	福祉長寿部国民健康保険課
根拠法令等	松戸市国民健康保険出産費資金貸付基金条例
貸付目的	出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に資金を貸し付け、出産時の負担軽減を図ることを目的としている。
貸付対象	出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主
貸付金額	一時金支給額の9割を限度
貸付利率等	無利子。代理受領した出産育児一時金から償還。
周知の方法	対象が限られているため周知していない。
開始年度	平成13年度

(貸付状況)

(単位：円)

年度	基金現在高	件数	金額
21	7,335,000	3	1,134,000
22	6,967,000	1	378,000
23	7,690,000	0	0
24	7,730,000	0	0
25	7,730,000	0	0

平成21年度に出産育児一時金の直接支払制度が導入されてからは利用が減少し、平成23年度以降は利用実績がない。

(償還状況)

(単位：円)

年度	収入額	不納欠損額	収入未済額
21	766,000	0	1,033,000
22	1,101,000	0	310,000
23	40,000	0	270,000
24	0	0	270,000
25	0	0	270,000

平成25年度の収入未済額は1件270,000円である。これは平成13年度からの継続案件で、時効期限が到来している。

ケ 国民年金任意加入保険料納付資金貸付金

(概要)

所管部署	福祉長寿部生活支援一課、生活支援二課
根拠法令等	松戸市生活保護世帯に対する国民年金任意加入保険料納付資金貸付規則
貸付目的	国民年金の受給権を有しない生活保護受給者に対し、国民年金の受給権を得るためにその者が納めるべき金額を貸し付け、年金受給権を確保することにより対象者の自立助長を図ることを目的としている。
貸付対象	生活保護を受給する国民年金任意加入被保険者のうち、65歳以上の者から抽出
貸付金額	年金受給権を得るために納付すべき保険料
貸付利率等	無利子。借受人が年金の支給を受けたときから償還。
周知の方法	対象に限られるため周知していない。
開始年度	平成 23 年度

生活支援一課

(貸付状況)

(単位：円)

年度	予算額	件数	金額
23	2,628,000	11	1,424,420
24	1,812,000	4	708,400
25	526,000	2	341,060

国民年金の受給資格の対象期間が、25年(300月分)から10年(120月分)に短縮される予定のため、平成25年度から新規の貸付は停止している。

(償還状況)

(単位：円)

年度	調定額	収入額	収納率%	不納欠損額	収入未済額
23	442,880	442,880	100	0	0
24	327,520	149,470	45.6	0	178,050
25	0	0	0	0	0

平成25年度の償還は、生活支援二課へ移管した。

生活支援二課

(貸付状況)

(単位：円)

年度	予算額	件数	金額
24	-	-	-
25	902,000	1	177,810

国民年金の受給資格の対象期間が、25年(300月分)から10年(120月分)に短縮される予定のため、平成25年度から新規の貸付は停止している。

(償還状況)

(単位：円)

年度	調定額	収入額	収納率%	不納欠損額	収入未済額
24	-	-	-	-	-
25	533,200	355,150	66.6	0	178,050

平成25年度の収入未済額は1件178,050円である。

※組織の変遷

平成23年度 生活支援課のみの1課体制(生活支援一課に記載)。

平成24年度 生活支援課の組織見直しにより、生活支援一課及び生活支援二課に分課されたが、生活支援一課が予算執行。

平成25年度 生活支援一課及び生活支援二課のそれぞれの課が予算執行。

コ 障害者住宅増改築資金貸付金

(概要)

所管部署	福祉長寿部障害福祉課
根拠法令等	松戸市高齢者・障害者住宅資金増改築等資金貸付規則
貸付目的	障害者やその扶養義務者に対し、住宅の増改築等に必要な資金を低利で貸し付けることにより、障害者の日常生活の便に資するとともに、福祉の増進を図ることを目的としている。
貸付対象	障害者の利便のために住宅を増改築等する者
貸付金額	300万円を限度
貸付利率等	貸付利率年1.5%、償還期間10年以内、据置期間6か月以内、償還方法は年賦、半年賦又は月賦
周知の方法	市ホームページ。障害者手帳交付時に配布する障害者のしおりに記載している。
開始年度	昭和56年度

(貸付状況)

(単位：円)

年度	予算額	件数	金額
21	4,500,000	0	0
22	3,000,000	0	0
23	3,000,000	1	3,000,000
24	3,000,000	1	1,500,000
25	3,000,000	0	0

過去5年間で利用が2件と低迷している。

(償還状況)

(単位：円)

年度	調定額	収入額	収納率%	不納欠損額	収入未済額
21	4,290,287	1,808,770	42.2	0	2,481,517
22	3,714,627	908,730	24.5	0	2,805,897
23	3,848,467	882,805	22.9	0	2,965,662
24	4,880,461	1,708,514	35.0	0	3,171,947
25	4,271,841	908,895	21.3	1,810,117	1,552,829

平成25年度の不納欠損額は1件1,810,117円で、収入未済額は6件1,552,829円である。

サ 高等学校入学資金貸付金

(概要)

所管部署	子ども部子育て支援課
根拠法令等	松戸市高等学校入学資金貸付条例
貸付目的	学校教育法に規定する高等学校等へ進学する意欲と能力を有しながら、経済的な理由で入学困難な子女の保護者に対し、入学金等一時的に必要な資金を貸し付けることにより進学を可能にし、有用な人材を育成することを目的としている。
貸付対象	高校等へ進学する生徒の保護者。松戸市高等学校入学資金貸付等選考委員会の調査審議を受ける。
貸付金額	30万円以内
貸付利率等	無利子、修学期間終了後1年据置き、2年以内の期間に返還、返還方法は年賦、半年賦または全額一時払
周知の方法	広報、市ホームページに掲載。募集要項は支所、市立中学校に備え、進路指導連絡協議会において説明している。
開始年度	昭和45年度

(貸付状況)

(単位：円)

年度	予算額	件数	金額
21	4,460,000	26	4,460,000
22	5,060,000	13	2,140,000
23	5,360,000	22	3,635,000
24	5,360,000	18	3,621,500
25	5,360,000	9	2,100,000

近年は減少傾向となっている。

(償還状況)

(単位：円)

年度	調定額	収入額	収納率%	不納欠損額	収入未済額
21	24,430,470	4,739,750	19.4	0	19,690,720
22	25,462,720	3,806,300	14.9	0	21,656,420
23	27,431,070	3,924,250	14.3	0	23,506,820
24	27,579,220	3,444,600	12.5	0	24,134,620
25	29,056,420	3,853,270	13.3	2,973,400	22,229,750

平成25年度の不納欠損額は33件2,973,400円で、収入未済額は165件22,229,750円である。

シ 松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付金

(概要)

所管部署	病院事業管理局市立病院総務課
根拠法令等	松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付条例
貸付目的	養成所等に在学する者で、卒業後に松戸市立病院等に勤務しようとする者に対し奨学金を貸し付けることにより、修学を容易にし有能な助産師及び看護師の確保に資することを目的としている。
貸付対象	養成所等に在学し、卒業後直ちに市立病院等に勤務する意思がある者
貸付金額	月額 3 万円 (附属看護学校) 又は 5 万円 (その他の養成所等)
貸付利率等	無利子。卒業後、市立病院等に所定の期間勤務等したときは、返還の免除がある。
周知の方法	病院ホームページ、「奨学金貸付制度のご案内」を配布している。
開始年度	平成 22 年度

(貸付状況)

(単位：円)

年度	予算額	件数	金額
2 2	36,360,000	97	36,360,000
2 3	43,750,000	112	43,750,000
2 4	46,120,000	120	46,120,000
2 5	42,640,000	112	42,640,000

平成 22 年度の制度開始後、毎年、多くの利用がなされている。

(償還状況)

(単位：円)

年度	収入額	不納欠損額	収入未済額
2 2	450,000	0	0
2 3	2,220,000	0	0
2 4	7,050,000	0	0
2 5	7,500,000	0	0

奨学金の返還は、卒業後直ちに一定期間 (資格により異なる) 松戸市立病院等に勤務したときは免除されるが、市立病院等に勤務しないときは返還することになる。

ス 国保松戸市立病院附属看護学校生徒等修学資金貸付金

(概要)

所管部署	国保松戸市立病院附属看護専門学校
根拠法令等	国保松戸市立病院附属看護学校生徒等修学資金貸付条例
貸付目的	附属看護専門学校等に在学する者で、卒業後に松戸市立病院等に勤務しようとする者に対し学資を貸し付けることにより、修学を容易にし看護師及び助産師の確保に資することを目的としている。
貸付対象	看護学校、養成所等に在学し、卒業後直ちに市立病院等に勤務する意思がある者
貸付金額	月額 2 万円（附属看護学校）又は 5 万円（その他の養成所等）
貸付利率等	無利子。卒業後、市立病院等に所定の期間勤務等したときは、返還の免除がある。
周知の方法	看護学校ホームページ、学生便覧に記載している。
開始年度	昭和 45 年度

(貸付状況)

(単位：円)

年度	予算額	件数	金額
2 1	22, 200, 000	58	13, 820, 000
2 2	20, 960, 000	87	20, 960, 000
2 3	19, 640, 000	84	19, 620, 000
2 4	22, 800, 000	95	22, 700, 000
2 5	20, 900, 000	88	20, 580, 000

毎年、多くの利用がなされている。

(償還状況)

(単位：円)

年度	収入額	不納欠損額	収入未済額
2 1	2, 648, 000	0	0
2 2	4, 040, 000	0	0
2 3	4, 741, 000	0	0
2 4	6, 542, 000	0	0
2 5	7, 634, 000	0	0

修学資金の返還は、卒業後直ちに一定期間（資格により異なる）松戸市立病院等に勤務したときは免除されるが、市立病院等に勤務しないときは返還することになる。

(2) 間接貸付

ア 中小企業資金融資預託金

(概要)

所管部署	経済振興部商工振興課
根拠法令等	松戸市中小企業資金融資条例
預託・融資の目的	事業資金の融資を円滑にし、市内の中小企業の振興を図ることを目的としている。
預託先	市内の制度融資取扱金融機関
融資対象	市内に営業所・事業所等を有する中小企業者
融資金額	5,000万円以内
融資利率等	貸付期間は資金により6か月から10年。返済方法は割賦。利率は金融機関との協議により決定。
周知の方法	制度凍結中のため周知していない。
開始年度	昭和52年度

(預託・融資状況)

(単位：円)

年度	預託金額	融資件数	融資金額	融資残高
21	14,000,000	0	0	42,374,000
22	8,000,000	0	0	25,912,000
23	5,000,000	0	0	13,161,000
24	3,000,000	0	0	2,435,000
25	1,500,000	0	0	329,000

預託金は、年度当初に金融機関に預託され、同額が年度末日に償還されている。

平成15年度から千葉県信用保証協会が保証をしなくなったため、新規の融資は行われていない。よって預託金額、融資残高ともに年々減少している。

イ 商工組合中央金庫預託金

(概要)

所管部署	経済振興部商工振興課
根拠法令等	松戸市中小企業事業協同組合及び中小企業団体の資金融資促進に関する覚書
預託・融資の目的	市内の中小企業等協同組合その他中小企業団体及びその構成員を対象とする事業融資の促進を目的としている。
預託先	商工組合中央金庫
融資対象	市内の中小企業等協同組合その他中小企業団体及びその構成員
融資金額	5,000万円以内
融資利率等	金融機関が定める。
周知の方法	預託先で実施している。
開始年度	昭和47年度

(預託・融資状況)

(単位：円)

年度	預託金額	融資件数	融資金額	融資残高
21	50,000,000	708	15,872,000,000	13,839,000,000
22	50,000,000	618	19,139,000,000	13,124,000,000
23	50,000,000	487	12,305,000,000	12,261,000,000
24	50,000,000	470	17,274,000,000	12,018,000,000
25	50,000,000	493	12,440,000,000	10,305,000,000

預託金は、年度当初に商工組合中央金庫に預託され、同額が年度末日に償還されている。

なお、融資に関する事務は商工組合中央金庫で行っている。

ウ 農業振興資金融資預託金

(概要)

所管部署	経済振興部農政課
根拠法令等	松戸市農業振興資金融資条例
預託・融資の目的	農業経営者に対し、経営資金の円滑な融資を受けられるよう市内の農業協同組合に市費を預託し、農業振興資金を貸し付け、農業経営の近代化を推進することを目的としている。
預託先	とうかつ中央農業協同組合
融資対象	市内農業経営者
融資金額	1,000万円以内
融資利率等	融資利率は3%。償還期間12年以内(うち2年据置き)。償還方法は年賦。
周知の方法	市ホームページ
開始年度	昭和47年度

(預託・預託状況)

(単位：円)

年度	預託金額	融資件数	融資金額	融資残高
21	135,000,000	11	15,890,000	99,330,000
22	130,000,000	20	28,970,000	93,400,000
23	125,000,000	15	30,200,000	92,180,000
24	125,000,000	7	8,120,000	70,840,000
25	120,000,000	8	18,050,000	62,370,000

預託金は、年度当初に農業協同組合に預託され、同額が年度末日に償還されている。

預託金額に比べ融資金額は少ない傾向にある。

5 制度の周知

貸付金制度の周知は、市のホームページや広報への掲載等により実施されている。

制度名	ホームページ	広報まつど	パンフレット等
小企業者等緊急つなぎ資金貸付金	○		
生活つなぎ資金貸付金	(平成22年度規則廃止)		
災害援護資金貸付金	○		○
東日本大震災援護資金貸付金	(平成23年度申請期間終了)		
高齢者住宅増改築資金貸付金	○		○
高額介護サービス費等貸付基金	(対象者限定)		
高額療養費貸付基金	(対象者限定)		
国民健康保険出産費資金貸付基金	(対象者限定)		
国民年金任意加入保険料納付資金貸付金	(対象者限定)		
障害者住宅増改築資金貸付金	○		○
高等学校入学資金貸付金	○	○	○
松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付金	○		○
国保松戸市立病院附属看護学校生徒等修学資金貸付金	○		○
中小企業資金融資預託金	(制度凍結中)		
商工組合中央金庫預託金	(預託先で実施)		
農業振興資金融資預託金	○		

第9 監査の結果

今回の行政監査の対象となった貸付金16制度のうち、2制度は規則が廃止されるなどにより償還事務のみが実施されていた。存続している14制度のうち平成25年度に貸付(預託)を実施したものは8制度、貸付(預託)金額は238,838,870円であった。また、不納欠損額は8,178,281円、収入未済額は55,527,483円であった。

貸付金を管理している所管課においては、おおむね適正に貸付金に関する事務が執行されていると認められたが、一部の所管課では、松戸市債権管理条例及び同施行規則に定める台帳の整備、督促及び強制執行等の措置がなされておらず、改善の必要があるものが認められた。

1 貸付事務について

(1) 貸付事務は適正に行われているか

すべての貸付金が条例等の根拠に基づいて実施されていたが、一部に条例等に則らない運用が見受けられた。また、貸付金に係る借用証書は印紙税法の適用を受ける文書であるが、印紙の貼付がないものがあつた。

以下、指摘事項とする。

指摘事項

○借入申込書に融資要件である保証人の記載がなかった。

今後は、条例等に則った適正な事務処理を行われたい。

【所管課】農政課

○印紙税法が適用される文書である借用書に印紙の貼付がなかった。

今後は、法令に則った適正な事務処理を行われたい。

【所管課】市立病院総務課、市立病院附属看護専門学校

(2) 利用者への周知は適切になされているか

貸付金はその性質によって、利用者に対して広く周知し、制度の利用拡大を図るべきもの、また、情報提供がなされれば充分有効に機能するものがある。その視点から言えば、広く市民に周知する必要性のある制度については、パンフレットやホームページ等で貸付金の制度

概要や申込み方法、問い合わせ先などの広報活動は適切に行われていた。

また、対象者が限定されるものについても、市民などが必要とする時に関連して情報提供される体制がとられていた。ただし、一部の所管課においては、さらなる努力が望まれるものがあった。

以下、要望・検討事項とする。

要望・検討事項

○資金の貸付について制度概要の周知がなされていなかった。

今後は、より効果的な周知の方策について検討されたい。

【所管課】商工振興課、農政課

2 債権管理事務について

(1) 債権管理事務は適正に行われているか

債権を適正に管理するためには、台帳の整備は欠かせないものである。各所管課によって台帳の形態は異なっていたが、債権の名称、債務者の氏名・住所、債権の額など最低限必要と思われる事項の記載は多くの所管課でなされていた。ただし、一部の所管課においては、台帳の作成がなされておらず、早急な整備が必要である。

市の債権については、債権管理条例により、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促をしなければならないこととなっているが、一部の所管課においては、督促がなされていなかった。

また、対象となる所管課において、債権額の把握はされていたものの、財務規則の定める未調定債権の会計管理者への通知をしていなかった。

以下、指摘事項とする。

指摘事項

○管理台帳の整備がなされていなかった。

債権管理の継続に台帳は不可欠なものであるから、早急に整備を進められたい。

【所管課】農政課、介護保険課、国民健康保険課

○督促がなされていなかった。

督促は滞納整理事務にも影響を及ぼすことから、条例等に則った適正な事務処理を行われたい。

【所管課】介護保険課、子育て支援課

○未調定債権を会計管理者へ通知していなかった。

今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。

【所管課】地域福祉課、介護保険課、生活支援一課、生活支援二課、障害福祉課、子育て支援課

(2) 滞納整理事務は適正に行われているか

滞納整理に対する取り組みは所管課により差があり、意識が低いとみられる所管課においては、債権を保持するのみで、滞納者や連帯保証人への接触を図る等の努力が不足している事例や、滞納となっている債権の中には、まったく償還の見通しが立たないような債権も見受けられた。

地方自治法上、私債権である貸付金は、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制執行等の措置をとらなければならないと規定されているが、手続が十分とはいえない所管課があった。また、延滞利息等の徴収についての意識も低かった。

本市においては、平成25年4月1日から債権管理条例が施行され、債権管理を指導する財務部債権管理課が新たに発足したことから、各所管課は債権管理についてより一層連携することを期待する。

以下、指摘事項とする。

指摘事項

○強制執行等の必要な措置がとられていなかった。

今後は、条例等に則った適正な事務処理を行われたい。

【所管課】地域福祉課、介護保険課、国民健康保険課、子育て支援課

○延滞利息等については、条例等では、一定のやむを得ない理由があるときに限り免除等することができるかと規定しているが、明確な理由がなく徴収していなかった。

今後は、条例等に則って徴収するとともに、免除等する場合はその理由を明確にされたい。

【所管課】地域福祉課、介護保険課、子育て支援課、市立病院総務課

む す び

今日の地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、厳しい財政状況が続く中、今回、テーマとした貸付金制度も、多様化する市民ニーズに的確に対応し、その必要性、有効性を検証し適宜制度の見直しをする必要がある。

限りある財源の中から貸付金制度を設けている以上、その制度が効果的・有効的に利用されることが必要であるが、制度開始から一度も利用がないもの、近年、利用が減少しているものが見受けられた。

制度自体の趣旨、目的において必要性は認められるが、利用が低調であるものは、効果の検証や利用実績低下の原因を究明する必要がある。その結果、今後も制度を継続していく必要性が認められるのであれば、制度の趣旨・目的に照らし、ニーズに沿った制度内容となるよう、貸付要件の見直しや申請手続きの簡略化、さらに広報の充実などを通して利用実績の向上を図るよう改善に取り組むことが望まれる。

開始から相当の年月が経過した制度も多いことから、今後は、原点に戻って分析・検証を加え、場合によっては新たな施策への転換を行うこと等も含めて、制度のあり方について検討を進められたい。

間接貸付は政策目的により、適切な預託金額も異なるものと思われるが、実際の融資残額や年度ごとの融資額に対して、預託金が過大となっているものが見受けられた。

預託金を金融機関等に提供し、それを持ってスムーズな融資実行を促し、政策目的を果たそうという視点を否定するものではないが、資金需要の予測を的確に行い融資残高に即した預託となるよう検討する必要がある。

預託金は市財政における手元の資金を圧迫し、多少なりとも運用可能な資金の減少をもたらすことを考慮し、以後、預託金額の算定方法が各制度の趣旨に沿って最適なものとなるよう改善を図られたい。

日々の業務の中で、多くの所管課では債権管理や滞納整理に対する優先順位が低くなるものと思われる。しかし、貸付は、市民等が納めた貴重な市税

などを財源として、資金を必要とする第三者に対して行われるものであり、その前提は借受人による債務の完全履行にある。貸付を実施したすべての所管課においては、償還期限内に返済が実行されるよう債権を管理し、未収金について督促及び催告により借受人に返済を促し、最終的には訴訟手続等による強制回収に努めなければならない。しかし、貸付金は、借受人の破産等個々の事情によって回収ができなくなることもあることから、回収不能となった場合には、然るべき時期に条例等に基づいた不納欠損処理をして、市の債権から除外することが必要である。

市の債権は、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の3つに分類され、今回のテーマとした貸付金は、私債権に該当する。時効の期間や債権の消滅に係る要件など、債権管理及び滞納整理事務については、債権管理の専門的な知識や技術、正確な法令の見識等が必要とされるものである。

現状において、各所管課で実施している債権管理事務は統一性に欠け、必ずしも十分とは言えない所管課も見受けられた。事務の執行にあたっては、適法性、公平性の視点に立ち、所管課によって差異が生ずることのないよう、統一的なマニュアルを作成し、それを活用するなどして、適正に処理されることが望まれる。

今後は、平成25年度に施行された債権管理条例の趣旨を踏まえ、債権管理事務の指導を行う財務部債権管理課と貸付金を有する各所管課とが緊密な連携を図り、貸付債権の適正な管理と公正な徴収及び滞納整理を迅速に行うとともに、収入未済額を早期に解消し、適正な債権管理がなされるよう望むものである。